



指令 雲南警察署 1010 号の 52

道 路 占 用 許 可 証

〒 690-2404

占有者 住所 島根県雲南市三刀屋町三刀屋124-2

氏名 雲南警察署

雲南警察署長 春日 公夫 様

令和 6年 7月 8日付 (-) で申請のあった道路の占用については、
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 6年 7月23日

島根県雲南県土整備事務所長

記

1. 許可の内容

(1) 占用の目的 元雲南警察署日登駐在所への進入路（スロープ）設置

(2) 占用の場所

ア 道路の種類及び路線名

主要地方道安来木次線

イ 場 所

雲南市木次町寺領499-2先

(3) 占用の期間

令和 6年 7月23日から

令和11年 3月31日まで

(4) 占用物件の名称、構造及び数量

名 称	構 造	数 量
進入路（スロープ）		6.20 m

(5) 工事の実施方法

（申請書及び添付図書記載のとおり）

(6) 工事の期間

工事なし

(7) 道路の復旧方法

（申請書及び添付図書記載のとおり）

(8) 占用料金

免除

（占用料金は、条例の改正、占用物件の所在地の区分の変更等により改定する場合があります。）

(9) 占用料の納入方法及び納入期限

(10) その他

2. 許可の条件

別途条件書記載のとおり

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に島根県知事に対して、審査請求することができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告（訴訟において県を代表する者は島根県知事です。）として提起しなければなりません。

（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）ただし、前記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

条 件 書

道路の占用にあたっては、道路法（昭和27年法律第180号）、道路法施行令（昭和27年政令第479号）、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）、島根県道路管理規則（昭和53年島根県規則第10号）及びその他の関係法令（各物件の管理等について定めたもの含む）や条例、ガイドラインその他の関係規定に定めるもののほか、次の事項を守ること。

1. この占用に係る行為が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の適用を受ける場合には、所轄警察署長の許可を得ること。
2. この占用について、利害関係を有する第三者の承諾又は同意を要するものがある場合には、工事着手前に承諾又は同意等の了解を得ること。
3. 占用工事に着手しようとする場合には、事前に雲南県土整備事務所長（以下「所長」という。）に着手届を提出し必要な指示を受けて施工し、工事が完了したときは完了届を提出し、その検査を受けなければならない。
4. 道路占用者は、占用の許可を得たことを明らかにするため、道路占用許可証票を占用物件の見やすい場所に表示すること。ただし、所長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。
5. 道路占用者は、道路の占用期間が満了し、若しくは占用を廃止した場合には、直ちに所長に届け出て、その指示を受け原状回復を行い、検査を受けなければならない。
6. 道路占用者は、占用工事の期間中、道路占用工事標識を所長の指示する場所に表示しなければならない。ただし所長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。
7. 道路占用者は、占用工事の施工又は占用物件の管理に起因して事故が発生した場合には、直ちに所長に届け出ること。
8. 道路占用者は、次に掲げる事項に該当する場合には、所長に届け出ること。
 - (1) 相続又は合併により道路占用者の地位を承継したとき。
 - (2) 法人である道路占用者の代表者を変更したとき。
 - (3) 道路占用者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
 - (4) 占用物件の構造の変更であって重量の著しい増加を伴わないもの。
 - (5) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない物件に対する添加であって、道路占用者が当該占用の目的に付随して行うもの。
9. 占用工事により道路を損傷したときは、所長に届け出てその指示を受け、道路占用者の負担において原形に復旧すること。
10. 道路管理上又は道路工事のため必要と認める場合には、許可を取消し、占用者の費用をもって占用物件の撤去又は移設を命ずることがある。
11. 許可証に記載されている内容又は許可条件に違反した場合には、許可を取消し、道路を原状に回復させることがある。
12. 道路の占用により第三者に損害を与え又は紛争を生じたときは、道路占用者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
13. 道路占用者は、占用に関する権利を他人に譲渡しようとする場合には、所長の承認を受けなければならない。
14. 道路占用者は、占用工事完了の日から2箇年の間において施工した占用工事に起因して道路の沈下、亀裂等の損傷が発生した場合においては、所長の指示により直ちに原状に回復しなければならない。
15. 道路占用者は、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
16. 道路占用者は、占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を所長に報告すること。
17. 道路占用者は、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件（電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占用物件並びに跨道橋基本とする。）については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、所長あて書簡等により報告すること。
18. 道路占用者は、工事用板囲、足場などについて、気象予報等の情報から、強風等の気象情報によって生じる災害の発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じること。
19. 道路占用者は、突出看板等の占用物件を添加している道路区域外の柱類について、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理をすること。

様式第五（第四条の三関係）

道路占用 許可申請 書
協 議

新 規	更 新	変 更	指令 第	号
			年 月 日	

令和 6年 7月 8日

島根県雲南県土整備事務所長 様

〒690-2404

住 所 雲南市三刀屋町三刀屋124-2

会社名 雲南警察署

氏 名 雲南警察署長 春日 公夫

TEL 0854-45-0110

担当者

担当者の氏名は表示して
いません。
落札者には示します。

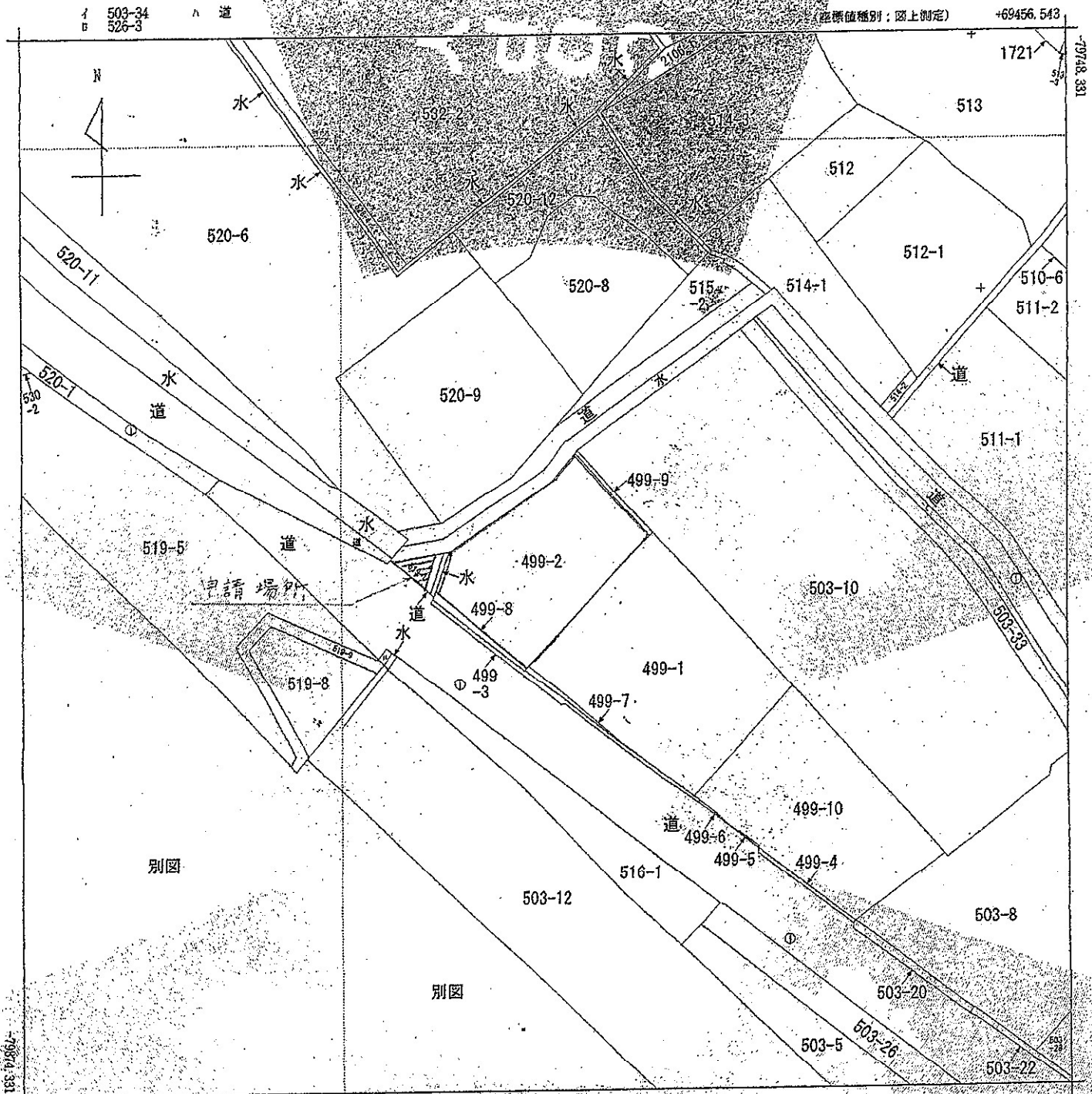
道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協 議 します。

占用の目的	元雲南警察署日登駐在所への進入路(スロープ)設置				
占用の場所	路線名	主要地方道 安来木次線		車道、歩道、車道+歩道、 <u>その他</u>	
	場所	雲南市木次町寺領499-2 先			
占用物件	名 称		規 模		数 量
	進入路(スロープ)		6.2平方メートル		
占用の期間	道路占用許可書の発行日 から 5年間 令和11年3月31日 まで		占用物件 の 構 造	進入路(スロープ)設置	
工事の期間	年 月 日 から 間 年 月 日 まで		工 事 実 施 の 方 法		
道 路 の 復 旧 方 法			添 付 書 類	位置図、平面図、現況写真	
備 考	木次町寺領499-2の地積測量をしたところ、青水及び赤道に工作物が越境していることが判明したため申請するものです。既に設置されているため、設置時期は不明です。				

記載要領

- 「許可申請 協 議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|--------|--------|--------|
| 新
規 | 更
新 | 変
更 |
|--------|--------|--------|

については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類の欄」には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。



別図

別図

地番区域見出
木次町寺領

請求部	所在	雲南市木次町寺領				地番	499番2		
出力尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	III	縮尺	1/500	種類	地籍図
作成年月日	昭和50年3月	縮尺	1/500	縮尺	1/500	縮尺	1/500	縮尺	1/500

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(松江地方方法務局出雲支局管轄)

令和6年6月13日

松江地方方法務局

請求番号：20-1

登記官

横浦勉



公用